

開発許可制度における系統用蓄電池の取扱いについて

・系統用蓄電池

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を量を問わず含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第4条第11項に規定する「第一種特定工作物」に該当します。

（太陽光発電設備に付随して設置される系統用蓄電池も含む）

※国都計第7号 令和7年4月8日「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（国土交通省技術的助言）」

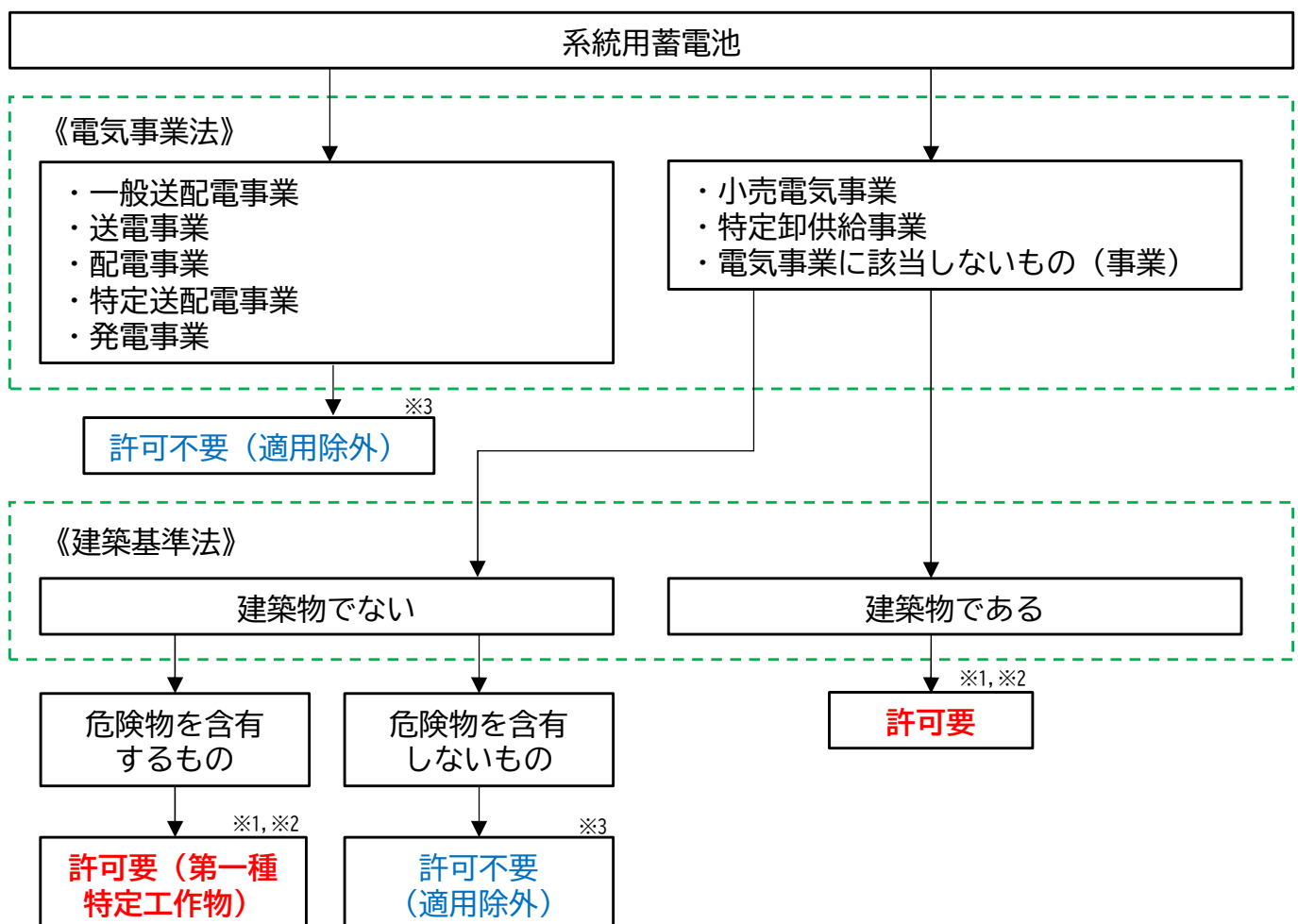
・蓄電池を収納する専用コンテナの建築基準法の取扱い

①1段積み：蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものは、原則建築物に該当しません。

②2段積み以上：建築物に該当します。

※国住指第4846号 平成25年3月29日「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（国土交通省技術的助言）」

各法令への適用については、事業者にて確認してください。



※1 市街化調整区域で「許可要」のものを設置（建築）する場合、加古川市では現段階において許可基準を定めていないため、設置（建築）ができません。

※2 市街化区域で開発行為に該当する系統用蓄電池の設置（建築）の場合は、開発許可の有無及び手続きについてまちづくり指導課の窓口でご相談ください。

※3 「許可不要（適用除外）」については、該当するかまちづくり指導課にご相談ください。